

## 特定製造業務へ新たに派遣を開始・終了

### 提出様式・・・

① 労働者派遣事業変更届出書（様式第5号） [第1面～第3面]

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

### 提出期限・・・

開始、もしくは、終了後10日以内

### 手数料・・・

なし

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

## 労働者派遣事業許可証の再交付

### 提出様式・・・

① 許可証再交付申請書（様式第5号） [第1面～第3面]

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

### 添付書類・・・

不要

### 提出期限・・・

紛失後10日以内

### 手数料・・・

許可証一枚につき 収入印紙1,500円

※郵便局などで購入

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

## 海外派遣（事前届出）

日本国外に所在する事業所にて就業させる場合、事前に海外派遣届出書の提出が必要です。  
（※海外出張は含みません）

### 提出様式・・・

① 海外派遣届出書（様式第13号）

### 添付書類・・・

① 派遣契約書（個別契約書）

② 派遣先の講ずべき措置

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

### 提出期限・・・

海外派遣開始日の前日まで

### 手数料・・・

なし

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。

## 派遣事業の廃止(全事業所)

### 提出様式・・・

① 労働者派遣事業廃止届出書 (様式第8号)

### 添付書類・・・

① すべての事業所の労働者派遣事業許可証

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

### 提出期限・・・

廃止後10日以内

### 手数料・・・

なし

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局

## 派遣事業所の廃止(一部の事業所のみ)

日本国外に所在する事業所にて就業させる場合、事前に海外派遣届出書の提出が必要です。  
(※海外出張は含みません)

### 提出様式・・・

① 労働者派遣事業変更届出書 (様式第5号) [第1面～第3面]

### 添付書類・・・

① 廃止した事業所の労働者派遣事業許可証

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

### 提出期限・・・

廃止後10日以内

### 手数料・・・

なし

### 提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。